

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和6年7月12日（金） 13:30～14:17

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 千葉和彦委員 小野寺満委員
高橋浩委員 千葉康弘委員 廣野富男委員 今野裕文委員

【出席委員外議員】飯坂一也議員

【欠席委員】及川春樹委員 阿部加代子委員

【事務局】鈴木事務局長 菊池事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 政治倫理条例について
 - (2) 行政視察について
- 4 その他
- 5 閉会

【概 要】

1 開会

○副委員長（千葉敦君） 大変お疲れ様でございます。ただいまより、奥州市議会運営委員会を開会します。委員長の挨拶の後、委員長が進行しますのでよろしくお願いします。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） 皆さんお疲れ様です。本日は及川春樹議員から中央要望のための欠席、阿部加代子議員から入院中のための欠席ということで、代理で飯坂議員が参加されておりますことを最初に申し上げます。

本日は、主にちょっと期間が空いてしまいましたが、政治倫理条例の制定に向けての動きを確認しつつ、今後の進め方というのを取り決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あとはもう1つ行政視察に関しても確認していきますので、併せてよろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 政治倫理条例について

○委員長（小野優君） 早速協議事項に入ります。

(1) 政治倫理条例について、事務局説明をお願いいたします。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 私から説明いたします。資料は、本日のサイドブックスのフォルダに保管した政治倫理条例です。

これまでの経緯について若干口頭にて補足説明します。ご存じのとおり政治倫理条例は、昨年度から議会運営委員会において何度となく協議を重ねてきており、これまでに3回、各会派にその内容を照会した経緯だと引継ぎを受けています。

直近では、令和6年1月11日付けで議会運営委員長から発出された第3回目の文書照会に対し、各会派から出された意見をまとめた資料を2月26日の議会運営委員会で前副主幹が説明し、その内容でさらに検討を進めるという会議結果でした。

2月26日の資料を配信しました。横長の表ですが、条文ごとに各会派に照会し、その内容に加える、又は、表現を変えたらいいのではないかなという意見を取りまとめ提示をして、昨年度の議会運営委員会として左側の2列目の条文の部分にある内容で固めてきた経緯です。

その後、議会運営委員会の委員構成が変わり、議会事務局も人事異動で担当が変わりましたので、現状を確認させていただいた次第です。今の資料は内容を後程確認の意味でお読みいただければと思います。

また、去る2月26日の議会運営委員会でこういった話し合いがなされたのかという点につきまして、会議録を今日のサイドブックスに保管をしておりました。こちらも配信します。

資料は2月26日の議会運営委員会会議録です。当時作成された会議録は、AIによる変換そのものの会議録速報であったため、誤字・脱字がたいへん多かったこともあり、果たしてこの会議録でこういった中身で議論されたのかがわからない部分がありました。このため、改めて今回皆様に認識を共有する意味で、文字変換を可能な限り正しく直したものを保存したものです。改めてこちらもお読みいただき、経緯を確認いただければと思います。

その会議結果を受けて、その時点での奥州市政治倫理条例（案）がどういう形でまとまったのかを見え消し版で提示するのが今日の資料です。

配信します。資料の最初のページのタイトルが奥州市議会議員政治倫理条例（案）ということで、令和6年7月12日議会運営委員会と右上に書いてあるものです。

前文の部分の可否についても議論があり、前文は入れるということで進めてきた経緯があり、最終的にこの形で条例を制定するということを、前文で規定する形にまとまっている状況です。

第1条は目的で、この条例に規定する目的について定めています。2月26日の提示と今回の提示が変わりありません。

第2条は議員の責務で、こちらも変更なしの条文です。第2条は、「議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。」。第2項として、「議員は、第5条に規定する政治倫理基準に反する行為があると疑われたときは、自ら誠実に当該行為に関してその説明を行い、及びその責任を明らかにしなければならない。」という規定です。

第3条は「市民の責務」と見出しが付いています。この部分が前回の会議の中では一番議論が大きかったと思います。この責務を「市民に求める」という部分が果たして必要なのかどうか、本当に市民にまで責務を求める必要があるのかどうか、あるいは責務という言葉が強すぎるのではないかなという議論であったとの会議録です。

前副主幹から引継ぎを受けた後、他市町村の条例や当時の副主幹が参考書として九州大学の名誉教授の先生の本に書いてある参考にしたモデル条例がありその規定も引用しているという説明があったところを受けて確認し、その部分をどのようにするか考えましたが、やはりここは「市民の責務」という表現で規定するが良いのではないかとということで、いろいろ意見はいただいたところではありましたが、議会運営委員会で提案する最終案としては、第3条の見出しは「市民の責務」にさせていただきたいと思います。よって、第3条として、「市民は、主権者として自ら市政に参加し、公共の利益を実現する責任を担うとともに、議員に対して、その地域又は権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。」という規定にまとめています。

第4条は、宣誓書の提出で、この部分も議論があったところで、2月26日の段階では第2項がない状況で、「提出するものとする。」という表現でした。こちらは、第2項を加えたほうがいいんじゃないか。第2項の部分は、「議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。」という規定を入れたほうがいいんじゃないかというような議論があったところです。

この部分は、第2項を加える最終案とさせていただきたいと思っています。それに伴いまして、第1項の書きぶりを、「提出しなければならない。」、アンダーラインを引いた部分が2月26日の案から変更し、最終案としてまとめた内容です。

第5条は、政治倫理基準等ということで、これが先ほど出て参りましたけれども、議員の皆様が守らなければならない、遵守しなければならない事項を書いている内容です。第1号から第9号まで書かれておりますので、こちらは改めてご確認いただければと思います。

続きまして、第6条、兼業の報告等ということで、この部分も議論があり、規定が必要ないのではないかとという話で前回、削りましょうということで提案がありました。改めて文面を確認し、この部分は削る結論で進めさせていただきたいと思っておりますので、第6条の部分は見え消しにしております。そのまま削る形で考えております。

第7条以降は、1条ずつ繰り上がる形になります。条の番号が1つずつずれる形になります。

手直し後の第6条、審査の請求ということで、これはそのまま条ずれのみという形です。

あと一部、修正が入った部分がありましたので、その部分にアンダーラインや見え消しをしておりますので、後程確認いただければと思います。

修正後の第7条は、議会運営委員会の諮問ということで、こちらも条ずれのみでそのまま規定させていただいたということです。

修正後の第8条は、議会運営委員会の審査と見出しを付けて、2月26日の提案にありましたとおりの条文です。

修正後の第9条は、審査請求の却下という見出しを付けて、2月26日の提案にありましたとおりの条文です。

修正後の第10条は、審査会の審査ということで、2月26日の提案にありましたとおりの条文で、審査会の設置について規定しています。

審査会は8人以内をもって組織すると第2項に書かれておりますし、第3項には委員は、社会的信望があり、かつ、地方行政に高い識見を有する者のうちから議長が委嘱し、又は指名すると

いうことの規定になります。ここは、第4項の部分、委員の任期は、当該審査の請求に係る事案について、第10条第1項の規定によると2月26日の段階ではなっておりますが、これは第13条第1項の規定の報告のことですので、修正を加えたという中身です。

修正後の第11条、審査会の審査で、こちらはその条文のずれのみでそのまま規定させていただいたということです。

＜ 「見出しが重複している」との声あり ＞

大変失礼いたしました。直したときには気づきませんでした。第10条と第11条の見出しが、重複しておりました。ここは後程、訂正をさせていただきたいと思います。

それから、修正後の第12条は協力義務ということで見出しを付けて規定をさせていただいたということです。

修正後の第13条は、審査結果の報告ということで規定をさせていただいたところです。こちらの第2項では、前条後段の規定は、審査会の審査対象職員の名誉を回復することが必要であると認めた場合について準用するとなっておりますけれども、これは直前の第1項のことを指しているものと考えられますので、前条の部分の前項に直したという結論です。

修正後の第14条は、見出しを審査結果の通知と付け、原案どおり規定している状況です。

修正後の第15条は、見出しを意見書の提出と付け、原案どおり規定している状況です。

修正後の第16条は、見出しを標準処理期間と付け、それぞれ条ずれの部分の部分を直して規定をしている状況です。それから期間の算入が、参入になっておりましたので文字を修正したところです。

修正後の第17条は、措置及び公表ということでこちらも条ずれがあった部分のみを修正してそのまま最終案としてまとめたところです。

修正後の第18条は、議長の代理で、こちらは仮に議長が審査の対象となった場合ということで、副議長がこの条例に規定する職務の代理を行うということにはなっておりますけれども、先ほど出て参りました委員の委嘱、任命の部分は除くということで規定をしている内容になっています。

修正後の第19条です。こちらは教育ということで、条ずれのみで規定させていただいたということです。

修正後の第20条につきましてはこちらも条ずれのみでそのまま原案どおり規定したということです。

最後、第21条は委任ということで、各会派への照会時はなかったかもしれませんが、条例では規定し切れないことがありますので、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定めるということで、規定をするという内容です。

附則は、こちらも原案からの修正はありませんので、施行日は、制定の手続が整って、この条例の適用を始めると議会が判断した日から施行する形で今の時点では空欄になっているものです。

附則第2項は、本則の条ずれを受けて、もともと第7条とありましたものを、第6条の規定はということで、「この条例の施行の日以後に行われた政治倫理基準等に関する規定に係る行為（不作為を含む。）について適用する。」ということで規定したものです。

この内容でもって、議会運営委員会としての現段階での最終案ということで、ご了承いただけるのであれば、これから、市当局、具体的には総務課行政係とその審査・協議を進めて参ります。もちろんこちらで最終案としても市当局の専門家が審査しますと、条文がおかしいとか、この規

定は変えたほうがいいという部分は出てくると思いますので、その部分が出てきましたならば、議会運営委員会に報告し、手直しを重ねていく形になると考えています。

それから、説明の中で飛ばしてしまいましたけれども、修正後の第6条の審査の請求で、(1)市民が審査請求する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する選挙権を有する者。括弧書きで、「（審査請求をする時において、市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の100分の1以上の者」という規定がありますので、この部分を確認するためには選挙管理委員会の力を借りなければなりませんので、この部分についての協議を選挙管理委員会にする手続も進めます。

あとは、ちょっと先のことになるかもしれないんですけども、今日はこの資料を作るのに手一杯で具体的な先のスケジュールの資料準備ができておらず申し訳ありません。今後この条例の制定を進めていくに当たり、必要な手続の1つとしてパブリックコメントがあると考えています。

今日の資料のフォルダの中に、過去にパブリックコメントを行った事例の資料を保管しておりました。あとで時間がある時に見ていただければと思いますが、過去に地産地消わくわく条例を平成29年度だったと思いますが、策定したときにパブリックコメントを実施している経緯が残っておりました。ただ、パブリックコメントの実施要項が見つけれなくて、お願いをしたときの通知や、市の広報、新聞掲載されたものを参考資料として載せました。条例案がまとまり、最終案を固める前の時点において、パブリックコメントの手続が必要になると考えております。

前回は、広報おうしゅう、つまり市当局で発行している広報誌に載せてパブリックコメントを行ったと見受けられますけれども、今回は議会の広報誌を使って、パブリックコメントを実施する流れがスムーズではないかと考えます。市議会だよりに掲載することを考えますと、直近では9月定例会が終わった後の11月の第2週に発行される市議会だよりにパブリックコメントの実施を載せて、そして、期間的には各自治体を見ますと2週間であったり3週間であったり、1箇月とか様々あるようですけれども、やはり最低3週間、できれば1箇月は期間を取れば、市当局にパブリックコメントの期間を十分にした方がいいというお願いをしている立場からしても、何件来るかわからないところではありますが、十分な時間が取れば良いのではないかと思います。

参考に、「パブリックコメント」で検索すれば、議会政治倫理条例の制定に係るパブリックコメントを実施されている自治体は数多くありますので、参考にして実施できるのかなと思います。こちら参考にフォルダに那覇市のホームページ入れておきましたけども、それぞれインターネットなりでパブコメの例をご確認いただければと思います。

駆け足になってしまいましたけども、以上で説明を終わります。

○委員長（小野優君）　ここまでの説明について何かご質問ありますでしょうか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君）　読み切れてないのですが、この改正後っていうか訂正後の第13条。これは、どれにかかるのがちょっとわからないんですが、審査会は前条第1項の規定により審査を終了したときという文言でスタートするんですが、前条第1項の規定による審査を終了したとき、というのは、前述の第12条の協力義務を指しているんだよね。ちょっとこれ、第13条にかかるのでしょうか。第10条審査会の審査を、新しい第10条の方なのかな。前条ではない気がするのでもちよっともう1回我々もですが、どこにかかるのかちょっと。ここを皆さんで議論といいますか、

確認をしてもらった方がいいのではないかと思います。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。この辺事務局で後ほど確認をもう一度再送信していただければと思うんですけども、先ほど廣野委員に最初に括弧書きの部分、重複しているという部分もあれば審査会の設置だったと思うんですけども、その点ご確認していただきたいんですが、どうでしょうか。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 大変申し訳ありません。確認不足でした。今廣野委員の方からご指摘ありました部分は、前条ではなくて確かに第11条です。それから、先ほど見出しの重複という指摘もありましたので、その点も含めしっかり見直したものを再度提示したいと思います。他にもご指摘あれば、事務局の方にお寄せいただければと思います。

○委員長（小野優君） よろしく願います。他にございませんでしょうか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） パブコメについてはいいと思います。ただ次発行するのは、9月定例後ですから、新年度予算審査ですよ、9月定例会。違うかあれ2月だな、間違えました。ただ、もし、通常のページでどの程度そのパブコメをどうするかなんですが、例えばこの全部条文を掲げてこれに対するご意見を聞くとなると、これ何ページなんですか。かなりのページになるので、これは広聴広報の委員長さんとの協議もあると思うんですが、例えば、別刷り、特集号かなんか別枠しないと。広報さんからすると、従来のページをつぶさないと難しいよねっていう可能性もあるので、広報に掲げることは構いませんし、活用するのにも構いませんが、ただそのスペースの確保する上では一番いいのは別刷りかなんかの方がいいのではないかなと思うのでその辺は正副委員長にお任せしますので、ご検討いただければと思います。

○委員長（小野優君） 今の件は私も広聴広報委員やっけていましてそれこそなり手不足の研究の結果や何かしら条例改正に伴うということであれば、通常の紙面では絶対追いつかないですし、別号とか臨時号みたいなことの可能性もあるよねって話は広聴広報の方で出ていましたので、そこは随時協議進めながらやっていきたいと思っておりました。

他に何かございませんでしょうか。

< 「なし」との声あり >

ではないようですので、あとは副主幹からも説明ありました行政係に確認していただいて、今指摘していただいた部分を含めていろいろな修正があるかもしれませんので、最終的にその確認を終えてから、パブコメの実施になると思いますけども、実際の実施は少し先になりますが、この点念頭に置いておいていただければと思います。よろしくお願いします。

では、政治倫理条例の制定についての協議はここで一旦終了いたします。

(2) 行政視察について

○委員長（小野優君） 続いて、協議事項の(2)行政視察について事務局説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 2つ目の協議事項、行政視察についてです。資料は、本日のフォルダに議会運営委員会視察先希望調査票まとめということで保管をしています。

配信します。6月定例会最終日を期限として、各委員から議会運営委員会として視察先をお出しいただいておりました。小野委員長、及川春樹委員、阿部加代子委員からそれぞれ回答があり、記載されている内容の関係で欄が広がったり狭かったりしていますが大きく8項目で希望が出てきたと捉えております。

簡単に触れます。

小野優委員長からは、北上市議会、滝沢市議会の議会フォーラム、同じく、久慈市議会の議員間討議、千葉県流山市議会の議員間討議・総合計画審査特別委員会、滋賀県大津市議会ということで、議会活動の評価制度の取組について視察したらいいんじゃないかという提出がありました。

及川春樹委員からは下の方になりますけれども、東京都杉並区、長野県松本市、その他別紙ということで、フォルダの中に入っておりますけれども、福岡県福岡市、兵庫県神戸市、愛知県名古屋市で政策評価システムの構築であったり、市民とともにつくる松本市行政評価システムを導入ということで内容としては審議会運営でPDCAサイクルを活用し、先進的な試みをしている自治体を見てみたいというような内容の提案。

最後3項目は、阿部加代子委員からの提案で、政治倫理条例、先ほどまさにありましたけれども、岡山県倉敷市、三重県伊勢市議会、茨城県水戸市議会を見てみたらいいんじゃないかという提案がありました。それから、住民参画についてということで、長野県松本市議会、三重県四日市市議会、愛知県知立市議会の視察をしたらいいんじゃないか、それから最後に、議員発議条例の取組についてということで、島根県浜田市議会、だいぶ遠方ということにはなりますけれども、提案があったところです。相手方の都合の是非は確認をしておりますし、あと3日間、候補となる5日が挙がっておりますけれども、基本的にはそのうちの2泊3日ですので、その中で行程などを考えて行けるとところに行かざるを得ないという制約もあると思いますので、この中でどのような形で絞っていくのかをお諮りできればと思います。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。行政視察について今説明いただきましたけれども、皆さんの方で何かございますか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） 予定はいつでしたっけ。

○委員長（小野優君） 佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君） 9月30日（月）から10月4日（金）までの5日間のうち3日間、9月定例会が終わった次の週の平日ということです。皆様農作業等忙しい時期だということは重々承知しておりますけれども、他の委員会視察との兼ね合いでそこしかないということで日程を設定したというのが今の状況です。

○18番（廣野富男君） 提出された方々に大変敬意を表します。大変いいテーマだと思ったんですが、これ最終的にどういう形で絞られるのかなと。これは投票にするのか、正・副委員長にお任せするのか、あるいはこの中から各委員でさらにその希望調書を取るのか。その辺の進め方ですね。あえて言えば希望1カ所だけ、この政策評価システムの構築っていうのがちょっと興味があるなと思っていましたので、もし、ここですとどちらの方面にも行けると思うので、その行程の中に含めてもらえればという希望です。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。他に何かございますか。

基本的には行程を考えながら、かなりばらつきのある配置ですので、そこを鑑みながら今、廣野委員からの強いご希望もありましたのでそういったところも検討に加えながら、できれば委員長、副委員長に任せていただければと思います。その前に1度決定の前にご相談をさせていただきたいなとは思っております。いいですか。

< 「よい」との声あり >

ありがとうございます。

それで私が挙げています県内の議会に関しての部分なんすけども、ここはいわゆる通常の行政視察の日程とは別に、議運のスケジュールの中にあるどこか1日を使って1ヶ所ないし2ヶ所というところに行って、議会フォーラムに関しては、北上さんも滝沢さんも改選前に1度やって実際に市民とこう机突き合わせてやっているっていうところでしたので、その状況をぜひ学んでおかなきゃないかなと思って挙げておりましたので、ここは行政視察の長期視察の日程とは別にスケジュールに組みさせていただきたいなと思っておりますので、ご了承願います。

では、視察の日程、行程に関しては、委員長、副委員長と事務局の方で調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここまでの部分で他に何かございませんでしょうか。

< 「なし」との声あり >

ではないようで、ですので協議事項の方は終了させていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他

○委員長（小野優君） その他についてですけども、何か皆さんお持ちでしょうか。

廣野委員。

○18番（廣野富男君） ちょっと記憶が定かでないので、議運でしたか、議会改革検討委員会でしたか。通年議会の取扱いについて、結論が出たのでしたっけ。ちょっとそこ、うろ覚えで。令和2年度の議会改革検討委員会の報告書によると、議運に返すっていうか、預けたような格好になったんですが、その後ちょっと記憶がないので、どうなっていましたという部分を確認させていたんです。

○委員長（小野優君） おっしゃるとおり、議会改革から議運に回ってきています。議会基本条例の検証をした際に、いわゆる追加項目として入れるか入れないかということで、実際に追加したのは、BCPとかICTの部分だったりしますけども、その他にも例えば反問権、反論権どうするかっていうことで追加項目として議運の中で検討していて、3年前は、通年議会基本条例に追加しないというところで一旦、結果としては出ていました。あとはここから先のまた取組の中で、議会基本条例に追加するものがあるかどうかという話には一旦は出ますので、そこでまた検討の必要があればというところにはなるかなというふうに思っております。

現時点では、前の任期の段階では、一旦入れないというところで、いろいろとそれはやはりその基本条例に突っ込むところから始まっていきますので、まずはそういうところかなというふうに思っております。

廣野委員。



○18番（廣野富男君） 手順からすると、基本条例に入れるか入れないかがまず先に議論になるということ。通年議会をする・しないの議論ではなくて、条例に挿入するかしないかが先に議論されるというふうに受け取っていいのですか。何となく全然覚えてなくて。基本条例、今回検討されるわけですね。で、今月中でしたっけか、そうですね。そうするとまた同じような、例えばですよ。再度、通年議会を検討されたいというふうな部分が出てくると条例の見直しからまたやるってということなんですか。ちょっとその進め方が、いやもう先進地事例を見て、なかなかその通年議会というのはあまりメリットないし、議論の余地もないよねっていうのであればそれでいいんですけど。毎回、出ては消え、出ては消えっていう状況なので、もうこういうメリットがないので、まず当分これは議論しないよっていうか、どっかでこう切ってもらってこっちもすっきりするよねというあたりだったの。ただ、ちょっとその点この間の会派でね。あれ、通年議会の部分。ちょっと載っていたんですよ、前の評価か何かの表の中に通年議会があったので、あれ、通年議会、あれまたそれを議論しなければならないのかという話がちょっと出たのでその意味で確認をさせていただいたのでした。

○委員長（小野優君） 菊池次長、お願いします。

○事務局次長（菊池淳君） 今ちょっと資料配信しているんですけど。2年前の12月に、各会派に通年議会のことを照会していた経過があります。議運として照会をしていて、令和5年1月18日の議運で、各会派から出てきた内容を発表し合ったというか、各会派の考え方について話をした経過はあります。ただ、各会派とも考え方が一致する内容ではなかったはずですよ。その後、何も議運の方では協議していないと私は記憶しております。

いずれ2年前の12月に会派照会をして、その内容を1月の議運で資料として上がって、そこで多分終わっていると思います、議運としての議論は。なので、もし考えるとすればまた同じような中身でやってみるっていうのもありなのかなと思います。

○18番（廣野富男君） 最近、会派取りまとめして、賛否両論出たときに、全会一致でないから、今回は見送るというふうな最近傾向あるんですけど、どっかでもう会派代表者の意見でそれで終わってしまっただけで、それ以降議論するってことがないですよ。例えばこの通年議会についても、なんで駄目なのか、何でできないのかっていうところまで突っ込んでいなくて、会派としてはこういうご意見ですから、必要ないです。ある会派は、こういう点が必要なのでやりましょうと。どうもその一致するところまで議論しないで、そこで尻切れトンボになっているので、それでいいのだろうかというのはちょっと素朴に思っています。それが本来の議員間討議のなんていうかな、我々が磨くべきところかなっていうふうに感じたので、その辺、ここで結論を出そうという思いは1つありませんので、今後またこういうとりあえず通年議会についても議論するとすれば、こういう点があって、それも全議員がある程度、そうだよねというその一致点を見いだした上で、これはやるとかやらないっていう決め方をぜひしてほしいなと思いましたので、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

○委員長（小野優君） 今野委員。

○27番（今野裕文君） 議運にはちゃんとかかって、会派代表者会議でなくて議運にはちゃんとかかって、一致を見ない、一応討論みたいなことやったんですけど一致を見ないということだったのだというふうに思います。代表者で決めたわけではないです。

○委員長（小野優君）　そうしますと私もちょっと記憶違いしていた部分もありますので、改めて事務局で議事録を確認させていただきたいと思いますので、一旦預からせてください。

○委員長（小野優君）　その他にございますか。

＜ 「なし」との声あり ＞

なければ、事務局からお願いいたします。佐藤副主幹。

○事務局副主幹（佐藤祐一君）　その他に記載がある次回予定です。臨時会が7月26日に入る予定で当局から連絡があったところです。従いまして、行動計画とは切り離して、臨時会運営ということで、同日午前9時から開催しますのでよろしくお願いします。

それから年間計画の中では、その次は、8月8日とスケジュールが入っていたんですけども、8月8日が戦没者追悼式典がありますので、開催は難しいと考えています。もしやるとすれば8月7日の午前中になるかもしれませんが、これは確定ではありません。委員長、副委員長と事務局とで相談して、必要に応じて開催させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（小野優君）　ということで次回は7月26日朝9時です。よろしくお願いいたします。

それでは他にないようでしたら、以上で委員会を閉めたいと思います。

＜ 「なし」との声あり ＞

## 5 閉会

○副委員長（千葉敦君）　大変ありがとうございました。これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。